

令和8年1月

4月小中学校新入学予定児童・生徒の保護者 様

田尻町教育委員会

令和7年度就学援助制度

新入学準備金の入学前支給のお知らせ

田尻町では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な経費の一部の援助を行い、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるよう就学援助費の支給を行っています。

令和8年4月に田尻町立小・中学校に新入学予定の児童・生徒の保護者を対象に、本制度の新入学児童生徒学用品費について、新入学準備金として入学前の支給を行いますので、この制度を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、申請を行ってください。

記

◆支給内容

新入学児童生徒学用品費
(支給予定日 2月27日)

新小学1年生 57,060円
新中学1年生 63,000円

◆対象となる方

田尻町に居住し、令和8年度に田尻町立小・中学校に新入学予定の児童・生徒の保護者で、令和7年度に以下のいずれかの事由に該当する方

事由

[準要保護者]

- ア) 令和7年度中に生活保護を停止又は廃止された方
- イ) 令和7年度の市町村民税が非課税である方又は減免された方
- ウ) 令和7年度の個人事業税を減免された方
- エ) 令和7年度の固定資産税を減免された方
- オ) 令和7年度の国民年金保険料を免除された方
- カ) 令和7年度の国民健康保険料を減免された方又は徴収の猶予を受けた方
- キ) 令和7年度中に児童扶養手当を受給している方
- ク) 令和7年度中に生活福祉資金の貸付けを受けた方
- ケ) 教育委員会が定める基準（世帯全員の前年中の総所得が平成25年8月の改正前の生活保護基準の1.15倍に準ずる程度）に該当する方

◆申請の方法

以下の書類を、令和8年1月30日（金）までに、教育委員会 教育管理課（田尻町教育センター）へ提出してください。

※通学する学校ごとに申請が必要となります。

※申請受付後の審査に際し、世帯全員の所得状況を確認しますので、令和6年分の所得の申告を必ず済ませておいてください。収入がない場合も申告が必要です。

また、世帯の中で保護者以外に収入のある方がいる場合は、その方の所得も審査の対象となります。

※提出期限を過ぎた場合は、令和8年度就学援助費での申請（6月受付予定）となります。

なお、令和8年度で申請された場合は、申請された年度での金額（国が定める予算単価）となります。

① 「就学援助費支給申請書兼委任状」

用紙については、こども園・小学校に申し出るか、町ホームページからダウンロードしてください。

②各該当事由に係る必要書類

- ア) 生活保護を停止又は廃止された方・・・保護停止（廃止）決定通知書の写し
- イ) 市町村民税が非課税である方又は減免された方・・・不要
- ウ) 個人事業税を減免された方・・・個人事業税減免決定通知の写し
- エ) 固定資産税を減免された方・・・固定資産税額決定通知書の写し
- オ) 国民年金保険料を免除された方・・・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認書等の写し
- カ) 国民健康保険料を減免された方・・・国民健康保険料減免決定通知書の写し
- キ) 児童扶養手当を受給している方・・・児童扶養手当証書の写し
- ク) 生活福祉資金の貸付けを受けた方・・・生活福祉資金貸付決定通知書の写し
- ケ) 教育委員会が定める基準に該当する方・・・不要

※令和7年度に支給認定を受けられている方は、②の添付書類の提出は不要です。

令和7年1月2日以降に田尻町に転入された方

令和7年1月1日現在の住所地で発行された以下のいずれか

- A 「令和7年度住民税の課税明細書」（写し可）
- B 「令和7年度住民税特別徴収税額の通知書」（写し可）
- C その他、所得を証明できるもの（課税証明書等写し可）

※世帯の中で保護者以外に収入のある方がいる場合は、その方の証明も必要となります。

◆注意事項

◎今回の入学前支給を受けた場合でも、令和8年度就学援助費の申請（6月受付予定）は必要ですので必ず申請を行ってください。

◎必要書類（証明書等の写し）が添付されていない場合は、審査できないことから申請書を返却させていただきますのでご注意ください。

◆提出先とお問い合わせ

田尻町教育委員会 教育管理課（田尻町教育センター内）

電話 466-5022